

## 第2節 新水産業協同組合法と新漁業法

### 1. 集落漁協の多発

絶対的な権力を持ったGHQの指令により、農林省水産局が水産業団体制度および漁業制度の改正案に着手したのは1946(昭21)年10月であり翌年1月には、水産局は第1次漁業法案および水産業協同組合法案要綱を発表している。これを受けて、漁業協同組合結成全国代表者会議が1947(昭22)年8月19日に東京で開かれ、新制度への期待感を示した。

1948(昭23)年12月15日、農協法に遅れること1年余りにして、水産業協同組合法(以下、水協法という)が公布され、翌1949(昭24)年2月15日施行と決まった。水産業のこうした重みを反映して、農林省水産局は1948(昭23)年7月1日水産庁に昇格している。

新法の基本理念は次のようなものである。

自由の原則	設立地区、組合員の加入脱退自由。組合運営も組合員の総意で行う。
主体性の確立	正組合員と準組合員とに区別し、あくまでも生産者漁民を主体とする。
協同事業の強化	生産過程の合理化、消費活動の協同活動、団体協約、倉庫証券の発行。
監督面の制限	行政庁の監督は組合の発展育成を念願とし、法規的な違反のない限り。その指針を示すことができない。

当然のこのようであるが、戦前の水産業団体法による漁業会と比較すると次のように違いは明らかであり、当時としては画期的なものであった。

#### 漁業会の目的

- (イ) 国策即応、漁業の整備発達
- (ロ) 漁業権、入漁権の取得、漁業権の貸付を受く
- (ハ) 発達に必要な事項

#### 漁業協同組合の目的

- (イ) 協同組合の発展促進
- (ロ) 漁民の経済的、社会的地位の向上
- (ハ) 水産業生産力増進、並びに国民経済の発展

県としては、この新水協法の目的や内容を徹底的に周知すると同時に、現実の活動意識を高めていくために水産庁の指導のもとに広報計画をたて、1949(昭24)年度に次のような活動を行っている。

#### (イ) 説明会

合同説明会	3回(延べ4日間)
巡回説明会各漁村	延べ194日間(各漁村平均2回)

#### (ロ) 印刷物

ポケットブック	水産業協同組合法関係資料(92頁)	800部
パンフレット	漁民と協同組合(23頁)	94 "
	漁民と税金(15頁)	680 "
	協同組合の正しい運営(34頁)	950 "
リーフレット	水産業協同組合法のいろは	4,500 "
ポスター	新しい協同組合はどうして作るか	370 "

#### (ハ) 新聞広告

(二) ラジオ放送	早起鳥放送	21 "
	県政だより放送	6 "

(ホ) しおり 総会の菜 4,500部

このために要した予算は402,700円であったが、担当者は「大部分の資料が組合の引き出しに放り

込まれたままで、活用されなかった」と、教育事業の難しさを述懐している。

1949（昭24）年7月1日、米之津町漁協、米之津町下鯖淵漁協の設立総会が開かれた。本県の第1番目の漁協とされている。

以後、続々と設立された沿海漁業協同組合は131。1953（昭28）年12月25日の奄美復帰による16を加えると147を数える。

水協法以前の水産業団体系に基づく漁業会98団体からすると大変な増加である。先願権であった漁業権、国策即応で締め付けられていた組合区域が解消し、区域設定が自由化して20人以上で設立できること、従来認められなかった漁業従事者の加入が認められたこと、民主的な平等運営に加えて漁業権が地元にもらえるということが集落漁協の多発を招いた、と当時の担当者は話している。

旧漁業会との関係を見ると、87漁業組合中、そのまま1漁業協同組合になったもの71、2漁業協同組合になったもの12、3漁業協同組合になったもの2、4漁業協同組合になったもの1で、最高は11漁協になっている。

これを行政区画と旧漁業会の関係で見ると、1市町村に複数の漁業会のあった所は、それぞれの漁業会がそのまま漁協に移行したようである。ところが市町村一円に1漁業会になっていたところでは事情が異なる。西之表町の場合は1漁業会が11漁協となって再出発した。だが設立後1年半で東海岸の7漁協が合併して東海漁協に、また花里崎大崎漁協は西之表漁協に合併して都合4漁協になった。しかも25年後の1975（昭50）年にはこれも西之表市漁協として大同団結、単一漁協になっている。25年の歳月がどのような意味を持つのか、良く考えてみる必要がある。

一方、町内一円の漁協を設立したが、漁業権の取得や組合運営から対立が起こり、分裂した組合も大隅地方を中心に見られる。

このように華々しく名乗りをあげた漁業協同組合であったが、社会基盤は小さく、出資総額50万円未満の漁協が89%、組合員100人未満の漁協が38%もあった。しかも新規役員が69%を占めたことなどもあって設立登記等の事務が遅れていることが、『1950（昭25）年鹿児島県水産年鑑』に残されている。そして、漁業が直面する深刻な不況を克服し、漁民の生活を破たんから救うためには現在の組合を根本的に強化する以外にないこと、そのためには自発的に合併するよう「統合運動」を推進しなければならないことなども強調されている。

## 2. 旧漁業権の買い上げと漁業権証券の資金化

新水協法の施行により、新漁業協同組合の設立が順調に進んでいた1949（昭24）年12月15日、新漁業法が制定され、翌1950（昭25）年3月14日施行されることが決まった。

これは農地改革や財閥解体、労働組合結成自由化等の民主化政策の一環であり、漁民の民主化と水面の高度利用による漁業生産力の発展を目指したものであり、旧漁業法がはらんでいた色々な弊害である漁業権免許の先願主義、免許期間の20年という長期性、漁業権の貸付等を改善することにあった。

これによって、漁場はそこを利用する漁民が管理するとの立場から、漁業権は漁協に集中的に免許されることになった。現在も漁業権行使規則や漁業許可証に貸付禁止条項が大きく書かれているが、この時以来のものである。

改革の内容は旧制度を白紙に返し、全ての旧漁業権を国が買い上げて一斉消滅させ、その補償は漁業権証券（年5分5厘の利付5カ年の国債証券）を旧漁業会等の漁業権者に交付し、これを、漁業会を引き継ぐ新漁協が活用できるように財政金融措置をとると同時に、新漁業権免許取得者が納める免許料によって償還することになっていた。

従って、国が「旧漁業権を買い上げ」たのではなく、政府が仲立ちとなって漁業権の「再配分」が行われたのであり、「農地改革」による農地の再配分と同じであった。しかし、この免許料については、漁業関係者から強い反発があり、1953（昭28）年、議員立法により廃止された。現漁業法第75条～81条まで削除、欠落しているのはそのためである。

このような制度改革に合わせて、県では1950（昭25）年8月5日、水産課が経済部から独立昇格して水産部になり、漁政課、水産課、漁業調整課の三課をおき、漁業調整課に漁業権補償問題を担当する補償係と新しい漁業調整委員会や許可を担当する漁業権係をおいて対応している。1950（昭25）年10月1日学識経験者3人、各地区代表委員7人の計10人からなる漁業権補償委員会を発足させ、翌1951（昭26）年10月1日、旧漁業権補償計画の確定を公告した。これに基づく漁業権証券の買上げ要綱が12月27日決定、1951（昭26）年度資金化額が決定している。

一方、1950（昭25）年8月15日、第1期海区漁業調整委員会委員選挙が行われた。大隅（内之浦以北）、鹿児島（湾～穎娃）、南薩（知覧～串木野）、北薩（川内以北、甑）、熊毛の5海区に分け、各海区選出委員7人に学識経験者2人、公益代表1人の10人で構成し、その下に各漁業代表6人（大隅海区は3人）の専門委員会を設けて、新しい漁業権のあり方、旧漁業権から知事許可になる漁業許可のあり方などの検討が行われている。そして、1951（昭26）年9月、第1回切替が行われ。新漁業調整規則公布により、旧漁業権は一斉に消滅した。翌1952（昭27）年1月1日第2回切替。3月10日には調整規則が施行され、3月14日に新旧漁業権の最終的な切替が終了している。

その7月には第2期の海区調整委員会委員選挙が行われた。当初の調整委員会の任期は2年であり、奄美復帰後の1954（昭29）年第3期から大隅海区を鹿児島海区に統合。新たに奄美海区を設け、5海区としている。現在の鹿児島、熊毛、奄美の3海区制になったのは1962（昭37）年の第7期からで、それまでの任期2年が4年に延期されたのは、次の1964（昭39）年第8期からである。

全国で支給された漁業権証券は182億円といわれ、本県でも3億5千万円弱が支給されているが、この買い上げ理論には一番基本的な生存権とも言える専用漁業権を高く評価したところに大きな意義があるといえよう。定置漁業権等は、漁獲高や収益性から逆算する方法がとられたが、専用漁業権は所有者である漁業会等の権利のほかに、組合員の「各自漁業を営む権利」を半永久的（相続できる）権利として補償したもので、従来の価値補償方式とは相当違ったものであったとされている。

県内に交付された海面漁業に係る補償金内容は次のとおりであるが、その8割までが旧漁業会に交付されている

	専 用	定 置	特 別	区 画	計
本 権 件 数	114	263	241	9	627
入 漁 権 賃 借 権 件 数	14	77	29	2	122
補償金（千円）	143,812	155,125	46,784	109	345,830

その年の生産者米価は150kg当たり4,250円とある。これから考えると12,205<sup>ト</sup>余の米に当たり、田に換算すると61,000ha余になる。いかに大きな金であったか理解できよう。

この漁業権証券は旧漁業会を通じ、制度改革の新しい担い手となった漁協に引き継がれたので、この証券を資金化することは制度改革の経済的裏打ちとして重要な意義を有していた。1951（昭26）年12月27日、漁業権証券買上げ要綱が決まり、以後、三次にわたる資金化が行われたこの資金化によって漁村の更生、漁協の育成強化のためのテコ入れを図ろうとする国の方針に沿って、第1次資金化（昭和26年度分として27年に支給）は漁協を中心とした生産の協同化（自営漁業）と共同利用施設

の造成資金，第2次資金化（昭和27年度分として28年に支給）は漁業信用基金協会への出資，26年度担保融資分が資金化された。本県では，保有証券の1割を県漁連に，2割を県信漁連に出資することとし，「揺籃期の連合会経営に資するものが大であった」と『漁連40年の歩み』に記されている。第3次は系統に1年据置することを前提に，1954（昭29）年8月に買い上げを終わっている。

また，定置漁業権等個人に交付された証券は，売却あるいは担保として業者の資金調達に大きな役割を果たした。

本県における資金化とその用途は表のとおりで，漁連，信漁連，基金協会等の系統づくりの基礎となったほか，各漁協の自営漁業，共同利用施設づくりの大きな力になった。

漁業権証券資金化一覧表 （県漁放課調べ，昭和29.11.30現在）

	第1次(昭27年)	第2次(昭28年)	第3次(昭29年)	計
生産協同化	72,272 (79)	15,234 (8)	—	87,506 (87)
共同利用施設	19,008 (58)	11,926 (7)	—	30,934 (65)
内水面	749 (3)	100 (1)	—	849 (4)
その他	—	1,430 (9)	11,680 (23)	13,110 (32)
漁連	4,100	15,000	—	19,100 (2)
信漁連	6,400	16,722	2,530	25,652 (3)
基金協会	—	30,388	—	30,388 (1)
計	102,529 (142) 82組合	90,800 (28) 28組合	14,210 (24) 24組合	207,539 (194) 96組合

単位は千円，( )内は件数

具体例をあげると，野間池漁協（昭和27年3月25日臨時総会議事録）では「191万8千円のうち，県漁連出資として20万円，西薩漁業協同組合連合会の製氷冷凍施設資金に80万円，残額を自営事業資金にする」ことにしている（『笠沙町郷土誌』）。

旧漁業権628件にかわって，新しく免許された漁業権は246であったが，奄美復帰も手伝って1955（昭30）年9月末には381件に増大した。

漁協の設立が進むと，当然ながら県漁連を作る動きが始まっている。まだ，自分たちの漁協設立登記も済まないのに設立発起人になったり，設立総会をやり直すなど大変だったことが『鹿児島漁連40年の歩み』に記されている。このように急いだ理由の一つに，新水協法の制定により，それまで鹿児島市場の荷受機関として機能していた県水産業会が1949（昭24）年10月14日解散し，その後を引き継ぐ必要があったためと考えられる。戦時中の1944（昭19）年に県ごとに単数荷受機関として発足したが，1946（昭21）年3月に公布された水産物統制制令によって複数荷受け機関制が示唆され，民間会社が続々と名乗りをあげ，1947（昭22）年7月には荷受け機関7社になっている。このように荷受けの中心的存在であり，各漁協も系統としてこれを活用する面からも水産業会の権利，資金，職員を引き継ぐことが有益と考えられたのだろう。しかし，「引き継いだ資産には1,200万円の負債があり，漁連運営に大きな足かせになった」とも，『40年の歩み』に出ている。

この漁連づくりに奔走したのが，阿久根市第一漁業協同組合長であった池尻文二氏（後の全漁連会長）である。町内（阿久根市になったのは1952年）に五つできた漁協を引き連れて設立発起人になり，定款作成委員を引き受けたり設立総会の議長を務めるなど，大活躍している。1950（昭25）年2月1日の設立総会で専務理事に推薦就任し，1953（昭28）年9月全漁連入りするまでの三年半，漁連の組織強化に尽力した。「氏の全漁連入りで県漁連の基盤強化が遅れたのではないか。しかし，全漁連会

長まで勤めた氏の水産業界につくした功績は大きなものがある」と先述の『40年の歩み』に出ているのは興味深い。

漁業権証券の資金化によって信漁連用に振り充てられた資金は25,652千円で、これを基本として1951(昭26)年10月に県信用漁連が発足した。しかし信漁連の経営も苦しく、1951～1953年の3年間、県1,000万円、市町村730万円を預託し、これをベースに1件100万円で3ヵ月の短期貸付を行い、3ヵ年で1億円の貸付を期待するなど信漁連の育成強化に務めている。

### 3. 自営漁業、苦難、そして合併

新漁業協同組合の設立にあたって、県は新漁業法の共同漁業権が自営漁業に適していることを強調している。漁協設立と同時に漁業組合から漁業権を譲り受けている漁協も見受けられるが、大部分の漁協自営事業は、漁業権証券の資金化に頼っていることは先に述べたとおりで、漁協で資金化された2億円余のうち42%にあたる8,750万円余が生産協同化に使われ、96組合中87漁協が何らかの生産協同化を図ったことになる。

漁協自営には大きく二つの流れがあったようである、一つは、漁協運営のためには自営事業が欠かせないとする考え方、今一つは、皆が働くためには自営事業をしようという考え方である。前者はそれなりに経験があり、地区での優良漁業(定置網、地曳網)が選ばれたようであるが、後者は乗組員が多くてもよい漁船漁業が多く選ばれた。だが「船頭多くして船山に昇る」のたとえの通り、つまづきも多く、1年以内に大きな負債を抱えて廃業したところもある。

『鹿児島県の水産(昭和29年)』(後の水産要覧)によると「27年度(1952年)から漁業自営を行う組合が急増し、45組合が行っているが、大部分は不成績で、極く一部の安定した定置漁場を自営したものなどが大きな成果を挙げている。不成績の原因としては不漁、事業計画の不適當、経営の拙劣、季ラインの問題があげられよう」とある。そして、経営形態は自営34、共同経営11の45漁協で、漁業種類別にみると定置網20、さば釣9、地曳網8、その他8となっている。この共同経営11に問題があったようである。自営するだけの資金がなく、経営不振ぎみの中古さば船と共同経営したとか、地曳網の旧来の権利を主張する網元に権利だけ借り受けた形で共同経営したなどの話を、駐在普及員は漁村の片隅で聞かされたものである。1953(昭28)年度漁協の財務報告を見ると、自営事業の報告のある漁協は40に過ぎず、はやくも5漁協が何らかの事情で自営をやめている。

自営事業を行った漁協の剰余金を見ると、上位に串木野市漁協・まぐる延縄・3,984千円 浦田湊漁協・定置網・1,408千円 宮之浦漁協・さば釣・741千円があり、下位には内之浦漁協・定置網・16,100千円 佐多漁協・定置網・3,111千円 平良漁協・定置網・2,603千円をひろうことができる。もちろん自営漁業だけが赤字の原因ではなかったかもしれないが、当時の漁業経営は苦しい時代であったようで、102漁協中63漁協(62%)が赤字経営であった。

自営漁業の中で9漁協がさば釣を計画したことは理解に苦しむ。確かに1948(昭23)年は、戦前の最高記録5,477トンの1.5倍の8,331トンの水揚げがあるが、先述の『1950水産年鑑』には、「鮮魚売り主体の谷山では単価が良く経営も安定しているが、節原料の屋久島では単価が安く、経営が危ぶまれる」とか、「価格統制がはずれて魚価が低落しつつある」などの記述があり、2年後の1952年にサバが良くなった記録は見当たらない。情報機能の弱さ、漁民の経営分析の低さがもたらしたとしか言いようがない。

このような中で、自営事業を行う漁協は次第に減少していった。国の「沿岸から沖合へ」の推進の波に乗ってまぐる船を自営した漁協が幾つがあったが、船員を串木野や宮崎県大堂津に求められたこ

ともあって4～5年で撤退している。

経済基盤に乏しい漁協は、設立当初から、統合（合併といわなかった）が叫ばれたわけであるが、漁連も設立（1951年2月）当初から単協の経営基盤の強化として指導事業を大きく取りあげており、1953（昭28）年8月には、県、農林中金、県信用漁連、県漁船保険、県漁業信用基金協会が一体となって漁協経営対策協議会を組織し、それぞれの立場から漁協の経営基盤強化に努力することとし、広報活動として『水産鹿児島』を発行して指導事業に力を入れている。

まずは出資増についてで、1億円を目標に増資を呼びかけ、1952（昭27）年度末6,200万円だったものが1953（昭28）年度末には8,850万円と増加し、1955（昭30）年度末には1億3,100万円と充実している。

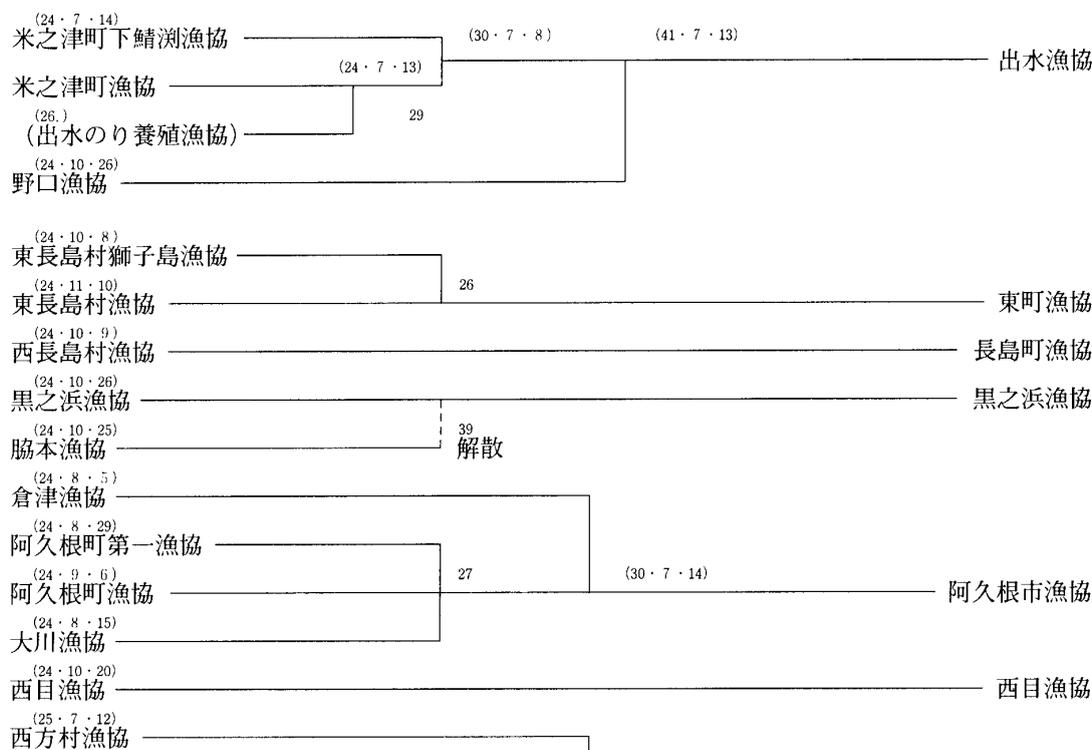
県でも水産業協同組合費を年々増強しており、1951（昭26）年度の64万円を1954（昭29）年度には295万円余まで増強した。その結果、5年以内に20を越す漁協が解散したり、合併している。

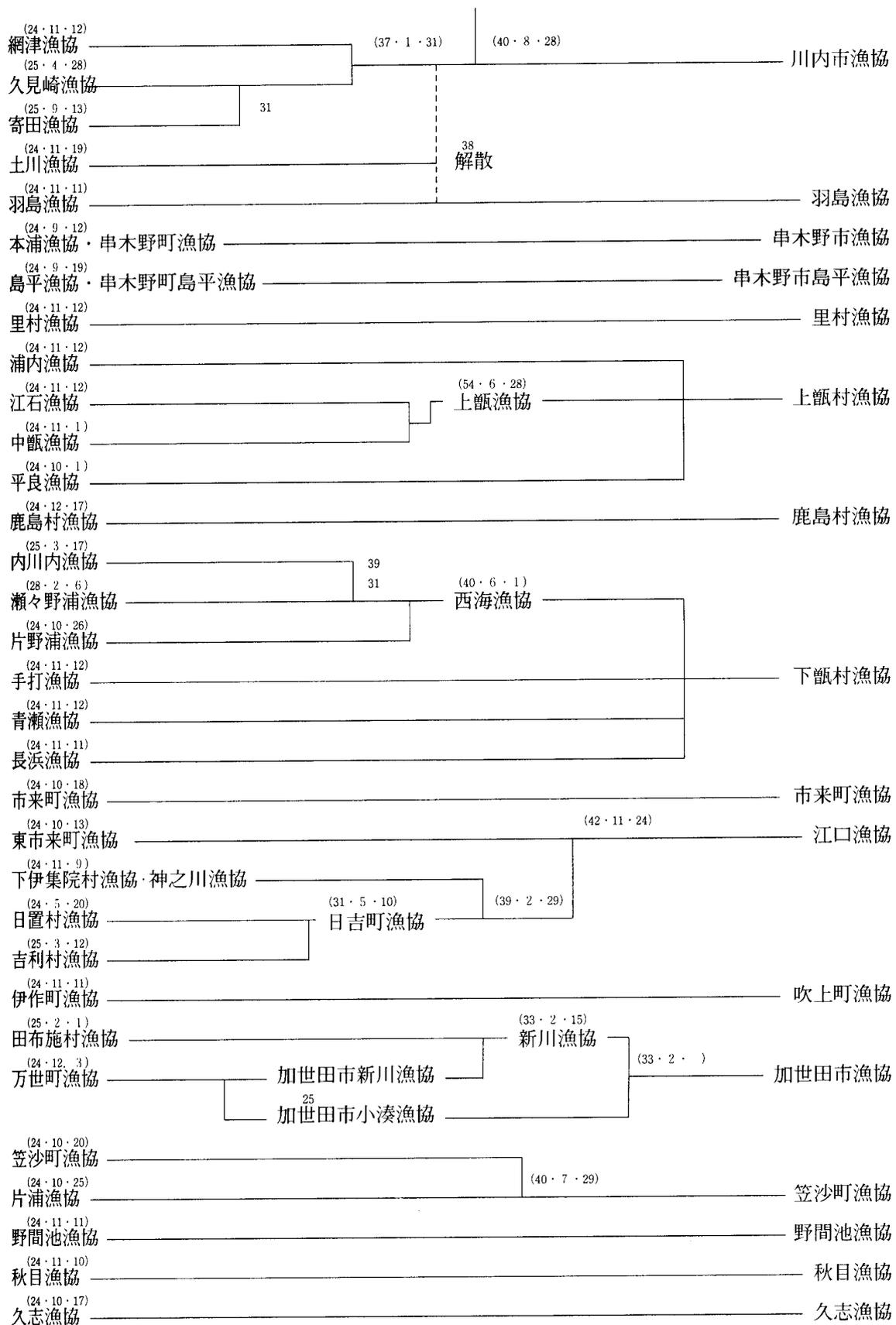
『昭和36年度版水産要覧』によると、次のような経過をたどっている。

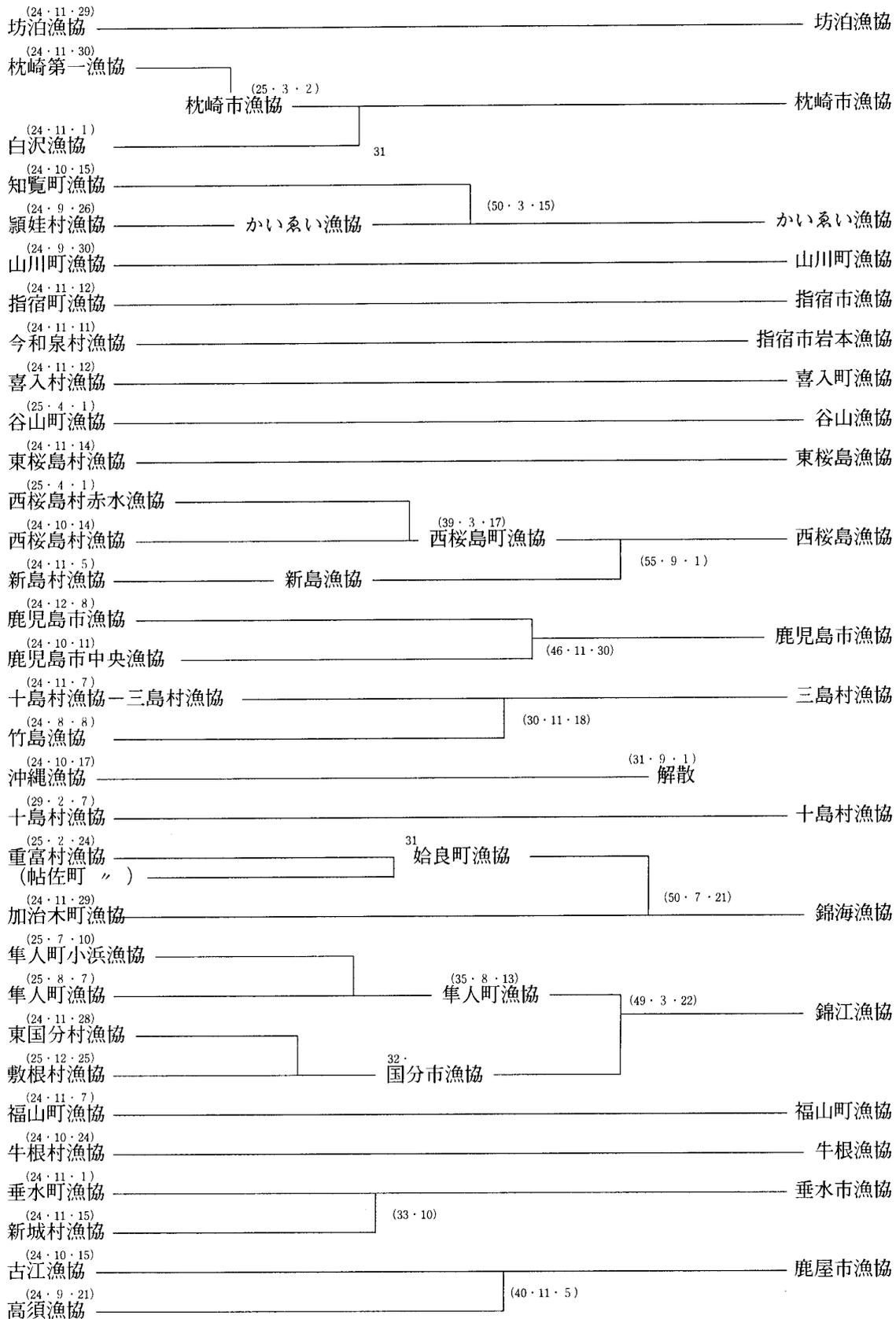
年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	合計
設 立	101	12	8	—	2	14	1	4	—	—	—	1	143
解 散	—	2	2	—	1	—	2	10	—	—	—	—	17
合 併	—	—	7	1	4	4	2	2	2	1	—	1	24
累 計	101	111	110	109	106	116	113	105	103	102	102	102	102

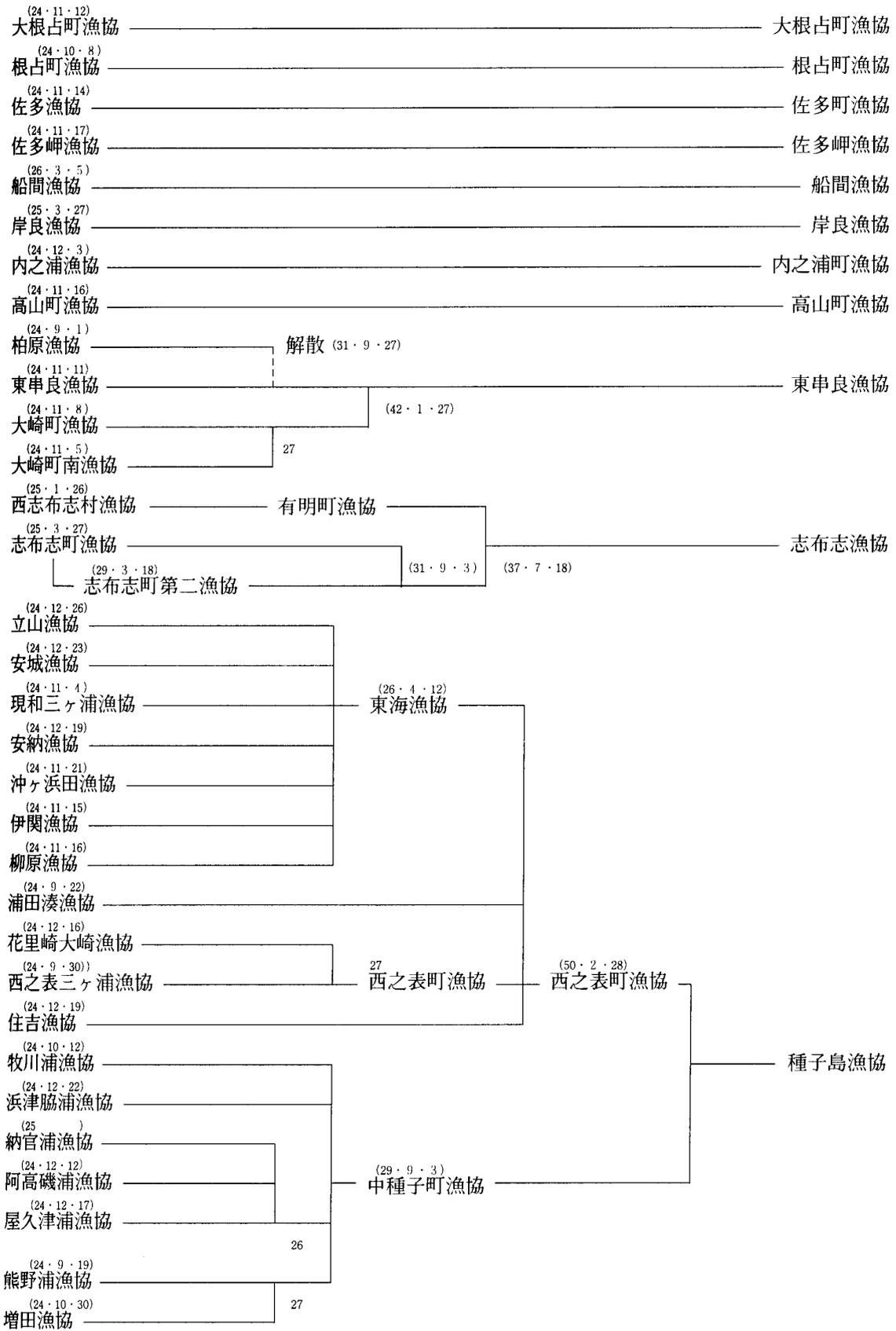
設立当初からの各漁協の動きをまとめると、次のようになる。設立年月日については、各資料によって設立総会が開かれた日であったり、登記が済んだ日であったり、県に届け出た日であったりのようなものである。ここでは一番古い日付を採用した。

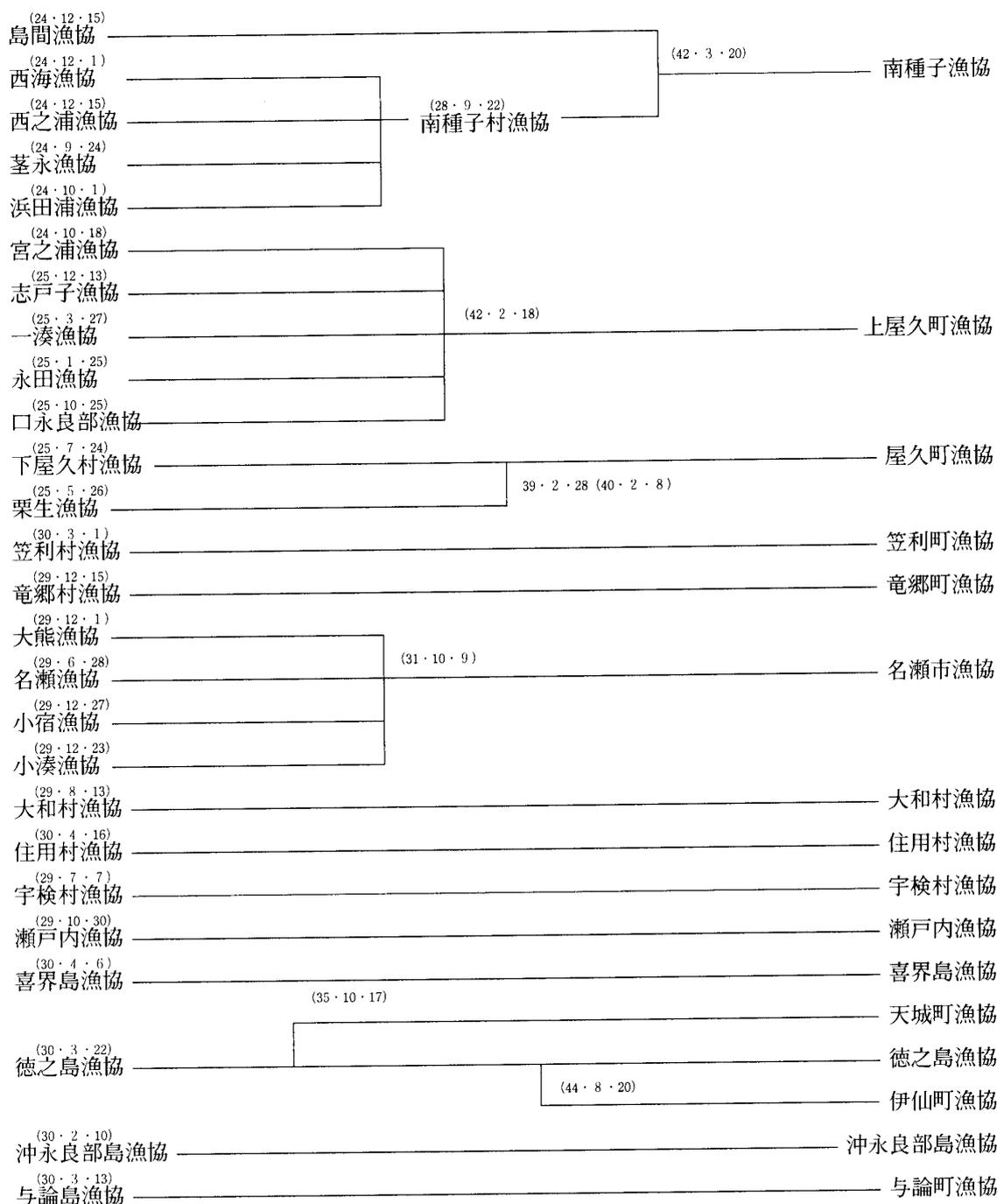
#### 沿海漁協の設立と経緯（年月日は昭和）











#### 4. 参考文献

- 1) 鹿児島県漁業協同組合連合会 (1951): 1950 鹿児島県水産年鑑.
- 2) " (1991): 鹿児島県漁連 40年の歩み.
- 3) 鹿児島県水産商工部 (1957): 鹿児島県水産要覧 (昭和31年).
- 4) 笠沙町郷土誌編集委員会 (1933): 笠沙町郷土誌.
- 5) 内之浦町教育委員会 (1966): 内之浦町史.
- 6) 鹿児島県水産部 (1955): 鹿児島県の水産 (昭和29年).
- 7) 鹿児島県水産商工部 (1961): 鹿児島県水産要覧 (昭和36年度版).

(中間 健一郎・田中 正男)